

# 中国改正法 (意匠) の最新情報



# 中国改正法（意匠）の最新情報

2021年6月から施行された中国改正法について、  
「専利審査指南修正草案」が発表されました

意匠に関しても、より詳細な取り決めが規定され、  
これに基づき、今後審査が行われます

※6月以降に出願された案件の審査開始は、  
本審査指南決定後となります

今回は、規定の方向性をご紹介します  
(確定されれば、追ってお知らせします)

# 部分意匠

## ◆部分意匠の出願方法

- 図面、写真での出願が可能
- 「製品の名称」は、製品全体の名称とする
- 図面の場合、実線と破線で描き分ける（場合によって、一点鎖線を使う）  
写真の場合、部分意匠の範囲を網掛けする  
※実線／破線／一点鎖線／網掛けの説明が必要

（恐らく）創作の単位でない範囲を部分意匠とすることはできない  
組物の部分意匠も認められない

# 部分意匠

## ◆分離した範囲の部分意匠

- ・機能的／デザインの視覚的効果があれば、1つの部分意匠として認められる

※例：メガネの左右のつる

1つの部分意匠として認められなかった場合、恐らく分割／補正可能

## ◆全体意匠と部分意匠とを一出願できるかは不明

# 部分意匠

## ◆部分意匠の補正

- ・出願後、初歩審査において新規性を否定された場合、破線であらわされた引例との差異点を実線に変更する補正は**おそらく不可能**

## ※中国の初歩審査について

- ・以前は「無審査」と言われていたこともあるが、初歩審査において登録要件（新規性等）が審査される  
**実際に引例付きの拒絶理由（新規性）あり**

# 部分意匠

## ◆類否判断

物品（製品）の類否・・・・・・・・製品全体の用途と、部分意匠の箇所  
の用途を総合的に判断

位置等の評価・・・・・・・・製品に対する部分の位置や比率が、ありふ  
れた変更であるか等を判断

# 優先権主張

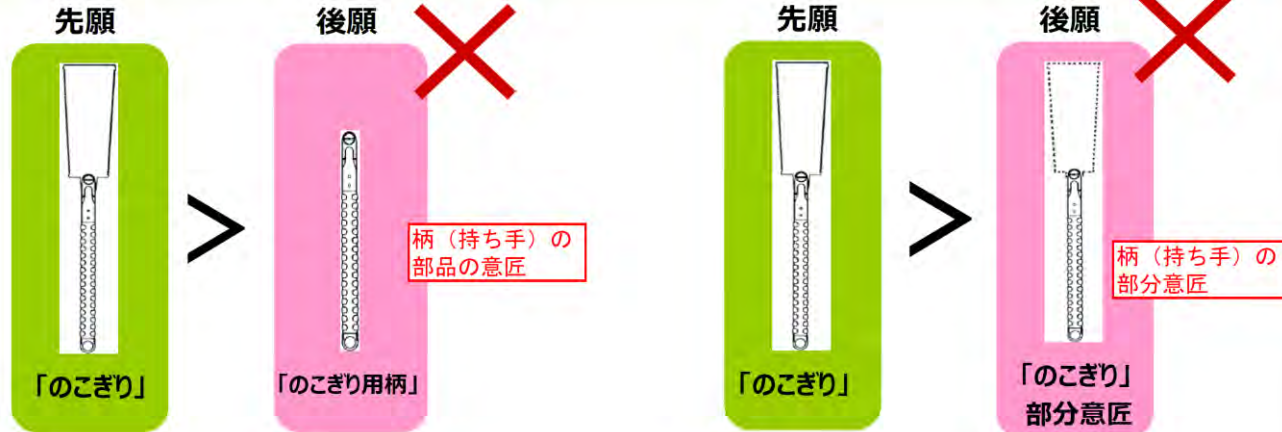
## ◆基礎出願との関係

※基礎出願：2021年6月1日以降

日本出願(基礎出願)		中国出願	可否
全体意匠	→	全体意匠	○
	→	部分意匠 部品意匠	▲:審査指南の記載では不明確
部分意匠	→	同じ範囲の 部分意匠	○
	→	異なる範囲の 部分意匠 部品意匠	▲:審査指南の記載では不明確
	→	全体意匠	▲:審査指南の記載では不明確

# 先願意匠との関係

先願の一部と同一又は類似と判断される例



特許庁「意匠の審査基準及び審査の運用～令和元年意匠法改正対応～」を一部抜粋、改訂

日本では、先願意匠の一部と同一／類似の意匠は、同一出願人を除き、登録を受けることができない

※中国においては、先願意匠との関係を審査しないため、登録になるが、無効理由となる（同一出願人は除外されない）



# 審査遅延制度

## 遅延期間設定の柔軟化

以前は、1,2,3年を出願時に選択し、以降の変更は認められなかった



改訂後は、**月単位で申請可能で（最大36月）**、途中で撤回が可能となり、撤回後は、順番に審査される

**※遅延中に他社が同一/類似の意匠を出願した場合、登録になる可能性あり→無効理由あり**

# ご清聴ありがとうございました！

ご質問・ご相談がございましたら  
下記へご連絡いただくか、アンケートにご記入下さい

〈特許業務法人 藤本パートナーズ〉

弁理士 石井 隆明

TEL 06-6271-7908

メール [t.ishii@sun-group.co.jp](mailto:t.ishii@sun-group.co.jp)

# 今後の配信(予定)

- 中国改正法(意匠)の最新情報
  - 外国意匠制度(米国・欧州・東南アジア)
  - 日本意匠の最新動向
- ◆ご意見・ご要望は、コメント欄、メール、アンケートへお寄せください。